

改正 2013年4月1日 2013年7月1日
 2015年4月1日 2016年4月1日
 2016年10月19日 2017年2月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施基準は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定平成26年2月18日改正)に基づき、中京大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理・監査に関する必要事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うこと及び内部監査を有効的・効率的に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この実施基準に定める公的研究費とは、文部科学省、厚生労働省及び日本学術振興会の公的資金配分機関(以下「配分機関」という。)が研究機関に配分する競争的資金等のことをいう。

第2章 運営・管理の体制

(責任体系)

第3条 本学の公的研究費の運営・管理に係る者並びにその責任及び権限は、次のとおりとする。

最高管理責任者	学長	本学の公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う。統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮する。
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐するとともに、本学の公的研究費の運営・管理を統括する責任及び権限を有する。
コンプライアンス推進責任者	研究科長、学部長、先端共同研究機構長及び大学附置研究所長	各部局等における研究費の運営・管理について実質的な責任及び権限を有する。

(所管及び相談窓口)

第4条 教学部研究支援課(以下「研究支援課」という。)は、公的研究費の運営・管理に関する業務を所管し、次に掲げる業務を担当する。

- (1) 最高管理責任者の承認に基づき、所定の金融機関に公的研究費を管理するための預金口座を開設し、経理業務を所管する。
 - (2) 前号の預金口座を変更又は廃止した場合は、梅村学園理事長(以下「理事長」という。)及び最高管理責任者に報告する。
 - (3) 研究費の執行に際して必要と認められる場合は、物品の調達先及び業務の委託先と契約等を締結する。
 - (4) 公的研究費の執行に必要な手続を定め、不正防止計画等に基づく改訂を行うとともに、説明会等を開催して研究者に周知する。
 - (5) 競争的資金の使用に関する業務手続について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
 - (6) 問合せに検収窓口の職員が適切に対応するために必要な資料等を整備し説明を行うとともに、当該職員等からの意見を収集して業務手続の改善を図る。
- 2 人事部長は、研究の実施に必要と認められる場合は、研究者の依頼に基づきパートタイマー及びアルバイトの雇用のための契約を締結する。

(取扱規定等)

第5条 公的研究費の運営・管理の業務手続は、この実施基準の定めに基づき、研究支援課長が関係

部署との調整の上、事務取扱いを定める。

- 2 前項に定めのない業務手続及び職務権限は、この実施基準のほか、科研費執行手引（以下「執行手引」という。）に定めるところによる。

（関係法令等の遵守）

第6条 公的研究費の管理執行に当たっては、関係法令及び本学の執行手引に基づき、公正かつ適正に行う。

（運営・管理）

第7条 最高管理責任者は、不正防止の基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者に具体策の策定を命ずる役割を負う。

- 2 統括管理責任者は、次に掲げる役割を負う。

- (1) 不正防止の基本方針に基づき、不正防止計画を策定・周知し、実施する。

- (2) コンプライアンス推進責任者からの報告により、研究活動の実態を把握し、公的研究費の適正な運営・管理を実施するため必要な措置を講ずる。

- (3) 公的研究費の運営・管理に係る業務手続に関し、必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図る。

- (4) 研究支援課に命じ、最高管理責任者の方針に沿って公的研究費の運営・管理体制を整備する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる役割を負う。

- (1) 研究支援課の報告に基づき、日常的に公的研究費の運営・管理状況のモニタリングを実施し、必要に応じて改善指導を行うとともに、統括管理責任者に状況を報告する。

- (2) 研究計画の遂行状況を確認し、各部局における研究の特性に応じた環境を整備する。

- (3) 統括管理責任者の実施するコンプライアンス教育について、部局に周知するとともに研究者の参加を促進する。

- (4) 各部局の構成員について、コンプライアンス教育の受講状況を把握する。

（検収等）

第8条 教学部学事課又は財務部管財課は、第5条の規定に基づき、購入物品の納品検収を行う。

- 2 公的研究費により雇用される非常勤職員の勤怠管理は、教学部学事課が行う。

第3章 不正への対応

（通報窓口）

第9条 中京大学研究倫理規程第21条に規定する苦情、相談、告発等に関する事項については、中京大学研究倫理委員会規程第9条及び第22条に基づき、研究倫理相談員及び教学部研究支援課を窓口とする。

- 2 公的研究費の不正使用に関する通報であって、かつ、その内容が研究倫理相談員又は教学部研究支援課を当事者として含むときは、前項の規定にかかわらず、学校法人梅村学園公益通報者保護に関する規程に基づき、内部監査室を窓口とする。

（調査）

第10条 最高管理責任者は、告発等（報道、会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受けたときは、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告する。

- 2 調査が必要と判断されたときは、調査機関を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度並びに不正使用の相当額についての調査）を実施する。

- 3 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者を含む調査委員会を設置する。

- 4 第三者の調査委員は、本学、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 調査委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。

- 6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用相当額等について認定する。

（配分機関等への報告）

第11条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等について配分機関等に報告し、協議しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係る

他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画を含む最終報告書を配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出する。

- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
- 4 最高管理責任者は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 5 配分機関等の要求に基づく当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に対しては、調査に支障がある等正当な理由がある場合を除き、これに応じることとする。
- 6 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合は当該事案に係る配分機関等に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始を決定したときも同様とする。

(調査結果の公表)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、別に定める。

(悪意に基づく告発)

第13条 悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて悪意に基づく告発であると判断したときは、その旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒)

第14条 第10条の調査により不正が確認された場合、理事長は、懲戒規程に基づき不正を行った者を懲戒する。

- 2 不正が確認された事案において、私的流用等行為の悪質性の高い場合にあっては、刑事告発、民事訴訟等必要な法的手続を執るものとする。

第4章 不正防止計画

(不正防止計画の策定・実施)

第15条 公的研究費の不正を防止するための計画を推進する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を設置し、総務部総務課をこれに充てる。

- 2 防止計画推進部署は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、内部監査室と連携・協力して不正防止計画の実施状況を確認し、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、第7条第1項に規定する基本方針及び前項の報告を踏まえ、必要に応じて不正防止計画の策定及び見直しを実施する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、教学部研究支援課と協力して不正防止計画に係る取組を実施する。

(研究者の意識向上に必要な方策の実施)

第16条 研究者が、公的研究費の原資が国民の税金から成り立っていることを自覚するとともに、学校法人梅村学園行動規範及び服務規程に基づき、高い倫理観をもって使用すること等、研究者の公的研究費の適正な使用に関する意識向上を図るため、最高管理責任者は、統括管理責任者に命じコンプライアンス教育を実施する。

- 2 第6条及び前項の達成状況を確認するために、統括管理責任者は、教学部研究支援課の開催する説明会等の受講に際して競争的資金の運営管理に関わる全ての構成員から誓約書を徴取する。

第5章 監査

(監査)

第17条 公的研究費の運営・管理の監査は、原則として内部監査とし、学校法人梅村学園内部監査規程に基づき、内部監査室が担当する。

(監査体制)

第18条 内部監査室は、適宜、監事と連携し、監査効果を高めるように努める。

- 2 内部監査室は、防止計画推進部署と連携し、不正な使用を発生させる要因に応じた監査が実施できるように努める。

(内部監査の種類)

第19条 第17条の規定に基づき、内部監査室の実施する監査は、次に掲げるものとする。

(1) 通常監査

内部監査を実施する年度において、本学に所属する研究者が研究代表者として公的研究費の交付を受けている研究課題数(新規及び継続)の概ね10%の数(小数点以下切上げ)を、内部監査を実施する年度の前年度に公的研究費を受けていた研究課題の中から抽出し、会計書類を中心に監査する。

(2) 特別監査

通常監査を行う研究課題の中から概ね10%の数(小数点以下切上げ)を抽出し、会計書類等書類上の監査に止まらず、予算の執行状況、物品の管理状況等の実地調査を行う。

(3) 臨時監査

配分機関からの通知・通達等により、監査の実施を求められた場合、その通知・通達等に従い実施する。

(監査項目)

第20条 内部監査室は、別表の例に示す項目のほか、会計書類上の適正性及び運営・管理体制を監査する。

(監査報告等)

第21条 内部監査室は、監査実施後、改善点等に関し被監査部署及び対象研究者と意見交換をした後、監査報告書を作成する。

2 内部監査室は、前項の監査報告書を速やかに最高管理責任者に提出する。

3 内部監査室、教学部研究支援課及び防止計画推進部署は、監査報告書に基づき、文部科学省の「体制整備等自己評価チェックリスト」を作成する。

4 最高管理責任者は、監査報告の取りまとめ結果について、第16条の規定に基づくコンプライアンス教育等において、学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

第6章 補則

(実施基準の改廃)

第22条 この実施基準の改廃は、研究倫理委員会の発議に基づき、教学審議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この実施基準は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この実施基準は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この実施基準は、2013年7月1日から施行する。

附 則

この実施基準は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この実施基準は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この実施基準は、2016年10月19日から施行する。

附 則

この実施基準は、2017年2月22日から施行する。

別表 監査項目の例示(第20条関係)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・謝金が発生するアルバイト等の勤怠についての管理が、研究者任せではないか。場合によっては、アルバイト等にヒアリングを行う。・物品等購入業者の偏り、価額の適正性及び発注段階の管理体制を確認する。・換金性の高い物品についての管理体制を確認する。 |
|--|